

議題 1

議案第 24 号

令和 7 年 8 月 25 日提出

広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務決裁規則（昭和 25 年 12 月 14 日広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号を次のように改める。

- (9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

1 改正の理由

新たに幼保連携型認定こども園が設置されるに当たり、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に係る意見の申出を行う必要があるため、教育委員会決裁事項を改める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 教育委員会決裁事項に、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に係る意見の申出に関するものを加える。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

現行改正比較表（広島市教育委員会事務決裁規則）

現 行	改 正
（教育委員会決裁事項） 第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。 (1)～(8) （略） <u>(9) 教育事務に関し、市長が作成する議会の議案に対しての意見の申出に関すること。</u> (10)～(15) （略） 第2条～第6条 （略）	（教育委員会決裁事項） 第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。 (1)～(8) （現行に同じ。） <u>(9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。</u> (10)～(15) （現行に同じ。） 第2条～第6条 （現行に同じ。）

《根拠法令》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○広島市教育委員会事務決裁規則

(教育委員会決裁事項)

第1条 広島市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。

- (1) 委員会の権限に属する事務の取扱に関する一般方針を定めること。
- (2) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び校舎その他の建物の建築の計画に関すること。
- (4) 教育次長、部長、担当部長、医務監、課長、事務長、担当課長、校長、園長その他課長相当職以上の職位の任免に関すること。
- (5) 事務局及び教育機関の職員の分限(休職については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第2号の規定に基づくものに限る。)(条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員をいう。))及び臨時的任用職員に対する処分を除く。))及び懲戒に関すること。
- (6) 附属機関の委員の委嘱並びに任命に関すること。
- (7) 学校運営協議会の設置等に関すること。
- (8) 教育委員会規則の制定又は改廃(法令又は条例等の改廃に伴う字句等の軽易な事項の改正を除く。))に関すること。
- (9) 教育事務に関し、市長が作成する議会の議案に対しての意見の申出に関すること。
- (10) 教科用図書の採択に関すること(採択手順の決定及び広島市教科用図書採択審議会調査員の任免を除く。))。
- (11) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (12) 訴訟及び審査請求等に関すること(重要なものに限る。))。
- (13) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (14) 教育事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (15) 博物館の登録及びその取消し並びに博物館に相当する施設の指定及びその取消しに関すること。

法第29条の規定